

京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）

植田 知子

はじめに

- I、別家の出現時期と分類
- II、別家数・設立の経緯・動向
- III、別家機能とその維持
おわりに

はじめに

杉浦大黒屋は寛文三年（一六六三）創業の商家で、主に呉服太物小間物類を取り扱い、江戸期には本店（本店であり仕入店）・江戸石町店（販売店）・江戸本所店（文政七年開店）・岐阜店（天保末年開店）・大坂店（文久・元治頃開店）の五店舗を設けていた。

同家では、江戸期を中心に明治期にも別家を輩出して

いるが、その研究はまだ部分的なものにとどまり、別家制度の導入された時期・各別家の成立の経緯・別家組織の概要・具体的な役割や義務・待遇等も十分解明されていない。本稿ではまず江戸期に的を絞り、杉浦大黒屋の別家について明らかにすることを課題とする。

《検討史料について》

杉浦大黒屋は、天明八年（一七八八）の京都大火で本店も杉浦家本家も殆ど焼失したため、初代から三代頃までの実態を窺える史料が極めて少ない。本稿は、『杉浦家歴代日記』（京都府立総合資料館所蔵。以下「日記」と略す）の江戸期の記述部分（天明二年（一七八二）四月～慶応三年（一八六七）一月。四代の末期～九代の初期に該当^②）を基礎史料とし、これに残存する他の史料を組み合わせ^③て検証するという方法をとっているが、上述のような理由で創業期の実態は未詳の部分が少なくない。

I、別家の出現時期と分類

1、別家の出現時期

杉浦大黒屋に別家がおかれたのは、初代道照(内海清兵衛義清⁴)の法名。元禄一一(一六九八)年六七才没)の頃と見られる⁵。享保三年(一七一八)に「別宅見世出し⁶」した大黒屋又兵衛は、別家となった時期の早い者の一人で、江戸富沢町に店舗を構え、古手・呉服・木綿・真綿等を取り扱った。

また、坂江吉右衛門は、二代道有(杉浦三郎兵衛利次の法名。享保八年(一七二三)五七才没)の店で奉公した後、杉浦家の分家として「大黒屋」を屋号に江戸通油町で練綿問屋(のち呉服・木綿・下り蠟燭等を取り扱う)を開店しているが、この開業時期も一七〇〇年初頭とされる⁷。この他、杉浦大黒屋の重代別家で「初代」「元祖」とされる人々が別家した時期も、大体一七〇〇年代の初め頃とみられることから、杉浦大黒屋では二代道有の頃に別家の輩出が進んだものと推測される。

2、別家の分類

杉浦大黒屋の別家には、職域によって「別家」と「裏別家」の二種類が存在し、また別家後の居住地域によって、江戸後期には京別家・田舎別家(別名、江州別家)・遠国別家の三つに分類された。この他、退役時の職掌(支配役/古参の手代)や別家後の職業(勤番/自分家業)によっても店との関わりや処遇に差が見られ、また格付けも行なわれている。詳細は関連する項目(別稿)の中でも述べるが、ここではそれらの概要を述べておく。

a、職域別

まず、杉浦大黒屋には、店表と裏店⁸に職域を異にする二種類の別家が存在した。このうち、店表の奉公人で一定の年限を勤め上げ別家が許された者を「別家」と呼び、江戸後期には、一部の例外を除いて支配役退役が別家となる条件であったと見られる。

これに対して、裏店務めの裏男で一定の年限を勤め上げ別家を許された者は「裏別家⁹」と呼ばれた。「裏別家」にも、店表の支配役が退役して別家となる際に行った「退役登¹⁰」に類似した行事が実施され、「大黒屋」の屋号も与えられている。ただし、「日記」から裏別家であるこ

とが確認できた者は数名である。

こうした職域を異にする別家が初代の頃から存在したのか、あるいは後年新たに設けられたものであるのか、現時点では不明である。

b、地域別

第二に、杉浦大黒屋の別家には、別家後の居住地域毎に呼称があり、江戸後期には京別家・田舎別家（別名、江州別家）・遠国別家の三つがあった。

杉浦大黒屋では、新たに別家となった者は、別家後の住居を京か在所のどちらかに定めることになっていたが、京に居住したのは、京勤番と京を拠点に自分家業を行った者に限られ、大方の者は別家後帰郷して在所に居を構えた。在所を選択した者の居住地は、〈江州〉と〈江州以外―江戸・信州・遠州・若州等〉に大別することができ、¹³ 奉公人全体の約七割が江州出身者であったため、江州に居を構える者が圧倒的に多く、従って数の少ない江州以外の出身者が一括された結果、京別家・田舎（江州）別家・遠国別家の三分類が生じたと思われる。

生業との関わりで言えば、京別家は京市中に居住した京勤番、および京を拠点に自分家業を行った者、田舎別家は江州に居住した江戸勤番と、江州に居住して自分家

業（含、農業・手職）を行った者を指し、遠国別家は、別家後帰郷して在所に住居を構え、大黒屋各店の勤番役を勤めるか、あるいは自分家業を行った者を指す。

c、職掌別

第三に、店表の奉公人で別家を許されたものには、職掌により、店の最高責任者である支配役の退役者と、古参の手代が規定の年限を無事勤め上げて「首尾能暇」（＝円満退職）したものの二つがある。両者の違いは別家後の動向に明らかで、前者が通常「勤番」を務めたのに対し、後者は別家後ただちに自分家業を営むことが許されたようである。しかし、検討期間内（天明二年四月～慶応三年一月）に後者の別家が確認できたのはわずか一名に過ぎず、江戸後期には支配役退役が別家の条件となっていたと見られる。

d、格付け

杉浦大黒屋には「准別家」（または准別宅）という格付けがあり、検討期間内に確認できた五例¹⁴はいずれも店表の奉公人で、裏店奉公人の事例は目にしていない。それらは奉公人側の特殊な事情を考慮して、あるいは勤功に報いる形で付与されており、別家に準じる身分が認許されたものである。

これに対して別家組織内部での地位や役割を示したのが、「初代格」と「二代目格」の格付けである。両者の違いは、「初代格」が勘定(営業報告および決算報告書の査閲)等の重要行事に立会ったが、「二代目格」にはそれが許されないという経営への関与、また自分家業の開業許可などの点に認められるが、詳細は別稿で述べる。

その他、支配役や勤番在職中の功績、別家としての貢献度、自分家業の経営状態、あるいは家法違反や不法行為などにより、別家間で地位・役割・処遇に差が設けられ、「〇代別家の頭」「別家老分」「平別家」等の別家内部での序列を示す呼び方も存在した。

【小括】

杉浦大黒屋では初代道照の頃に別家がおかれはじめ、二代道有以降、別家の輩出が進んだと見られる。別家の設立経緯については次節で検証するが、これまでのところから、信賞必罰を基本としながらも旧功の重視・職域をこえた勤功の評価など、人材を重視した姿勢が認められた。

また、別家組織内はある程度序列化が進み、職業や居住地域等により分掌された別家衆が相互に連携を保ちな

がら別家組織全体が結束して成り立っている構図が見え、杉浦大黒屋の別家制度がかなり組織的に整ったものであることが窺えた。

II、別家数・設立の経緯・動向

1、別家数

杉浦大黒屋の総別家数を明確に確認できるような史料は、これまで見つかっていない。江戸期の別家数に関しては、天明二年四月(慶応三年一月までの間「日記」に記されていた別家を拾い上げると、その総数は約九一家¹⁵⁾にのぼる。この中には一七〇〇年代初頭に別家となった大黒屋又兵衛家(前出)のように、設立時期の早いものも一部含んでいるが、創業時(寛文三年)から天明二年までには約一二〇年もの歳月が経っており、その間に絶家・没落したものも少なくなかったようである¹⁶⁾。

2、別家の設立経緯

九一家の別家の設立経緯は【表1】のように分類できる(*検討対象は店表の「別家」と「准別家」。「裏別家」は除外している)。

表1 別家の設立経緯による内訳（単位：家）

数／分類 細区分	支配役の経験者		支配役の非経験者		経緯不詳	合計
	退役	非退役	首尾能暇	特殊な事情		
別家数	58 (内1)	1 (内1)	1	3 (内3)	28	91 (内5)

*（ ）内は「准別家」の数。

表2 別家後の動向（単位：家）

動向／分類	支配役退役	非退役(死亡)	首尾能暇	特殊な事情	経緯不詳	小計
勤番	40	—	0	0	0	40
家業	0	—	1	0	17	18
養子	3	—	0	0	0	3
その他	3 ^① (内1)	1 (内1)	0	3 (内3)	0	7 (内5)
動向不明	12 ^②	—	0	0	11	23
別家数合計	58 (内1)	1 (内1)	1	3 (内3)	28	91 (内5)

*（ ）内は、「准別家」の数。

註①：3家の内訳は、弟〔神職カ〕による家名継承1、家業の再開1、自分家業カ1である。

註②：この他に、退役後別家となったかどうか不明の者が2名存在する。

この表から、杉浦大黒屋各店の最高責任者である支配役を退役後に別家となったものが五八家（全体の六三・七％）で最も多いことがわかる。「非退役」の一家は、支配役在職中に死亡したもので、後日「准別家」の格が与えられている。支配役の非経験者では、「首尾能暇」となり別家したものが一家、「特殊な事情」により「准別家」とされたものが三家見られた。^⑬「経緯不詳」とした二八家は、天明二年以前に別家となった重代別家と、「日記」の欠落時期に別家となっているため別家となった経緯が確認できないものである。^⑭

3、別家後の動向

次に、別家九一家を、設立経緯別に別家後の動向を調べたのが【表2】である。

支配役退役後に別家となった五八家のうち、四〇家は「勤番」（経営幹部）として奉公を継続している。「養子」は、退役後すぐに大黒屋以外の商家に入家し、新たな人生を踏み出したものである。^⑮一方、独立の商人として自分家業を営んでいたのは、「首尾能暇」の一家と、天明二年以前に別家となった重代別家が多数含まれる「経緯不詳」の一七家の計一八家となっていた。

また、表中、支配役退役者で「その他」に分類した三家は、それぞれの事情を店側が了解したうえで家職や家業を行なったものである。なお、勤番を勤めた四〇家中にも、勤番在職中、あるいは勤番退職後に自分家業を始めたものが五家見られた。

「特殊な事情」により「准別家」とされた三家に関しては、その生業を具体的に明らかにできる資料を現時点ではもっていない。また、「動向不明」の二三家は、「日記」の欠落時期に支配役を退役しているため、その後の動向が追跡できないものや、重代別家でも「日記」の記述量が少なく、生業や家内の状況を窺うことができないものである。

【小括】

杉浦大黒屋において江戸後期に別家となった者は、その大部分が支配役退役者であり、別家後は勤番（経営幹部）として大黒屋各店舗の管理業務に携わった。これは江戸後期における別家創出の主目的が、杉浦大黒屋各店舗に配属する優秀な経営幹部の輩出にあったことを示している。

Ⅲ、別家機能とその維持

1、別家数の変化

別家数九一家という数字は、天明二年四月～慶応三年一月までの八五年間に「日記」に記されていた別家の総数であって、ある一時期の別家数を示したのではない。では、それぞれの時期に一体どのくらいの別家が存在したのだろうか。

杉浦家の仏事や婚礼記録に拠り、天明四年（一七八四）から元治二年（＝慶応元年一八六五）までの別家数（対象・京・江州別家²¹）の推移を、ほぼ一〇年間隔で調べたものが【表3】である。これによると別家数は江戸後期から幕末に向かって右肩上がりに、約八〇年間に二倍に増加している。【表4】は、天明四年の二〇家を基準に、その後の変動要因を「日記」の記述と照らし合わせて調べたものである。主な特徴を挙げておこう。

第一に、別家数の増減は既存別家の「代替り」を含む別家の新旧世代交代の動きを示したものとなっている。増加分の中心は、支配役を退役して新たに別家となったものと、前代が没した既存別家の内、相続の完了したものである。これに対して減少分は、別家当主の死去・規

京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）

表3 京・江州別家数の推移（天明4年～元治2年（＝慶応元年））

年次 (西暦)	天明4 (1784)	寛政6 (1794)	文化2 (1805)	同12 (1815)	文政8 (1825)	天保6 (1835)	弘化4 (1847)	安政2 (1855)	元治2 (1865)
別家数	20家 〔1〕	16家 〔4〕	19家 〔7〕	26家 〔2〕	27家 〔5〕	37家 〔2〕	33家 〔8〕	39家 〔5〕	40家 〔2〕

出所：京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」の、以下の9史料を用いた。

整理番号18「天明甲辰霜月 飯田氏結納之諸事、同 乙巳二月 登知入家諸祝儀之事」。整理番号251「寛政六年甲寅二月 宗行居士三回忌法事諸用」。整理番号95「文化二年乙丑秋九月十八日 寿光院三十三年忌御仏事用」。整理番号68「文化十二年乙亥九月 宗仲禪定門七回忌法事諸用」。整理番号119「文政八年乙酉十一月 宗義居士七回忌法事諸用」。整理番号266「天保六年乙未二月 婚儀始終之記録」。整理番号70「弘化四年丁未夏五月廿五日 恵観院百五十年忌諸事」。整理番号1「安政二乙卯年 妙用大姉葬礼中陰之諸事」。整理番号15「元治二年乙丑三月 宗為居士廿五年忌御法事諸用」。

(註) 1別家名を1家とし、隠居した老夫婦や当代の息子夫婦も当代の家に含めた。

〔 〕内の数字は後家別家数の数。上の別家数には含んでいない。

表3の補足資料：遠国別家数の推移

年次	天明4年	寛政元年	文化6年	文政2年	天保6年	弘化4年	安政2年
別家数	6	3〔1〕	1	2	2	5	4
内訳	江戸6	江戸2 信州1 〔江戸1〕	信州1	江戸1 信州1	江戸1 信州1	江戸4* 信州1	江戸3* 信州1

出所：天明4年・天保6年・弘化4年は、【表3】と同じ。それ以外のものは、京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」、整理番号25「寛政元年己酉十一月婚儀始終之記録」、整理番号22「文化六己巳年宗仲禪定門遺物記録」、整理番号79「文政二己卯年宗義居士遺物記録」。安政2年は、同志社大学経済学部所蔵「京都商家文書」未整理分。

*この中には、「大黒屋」以外の屋号を持つものが含まれる。

表4 天明4年の20家を基準とした別家数の増減の内訳（対象：京・江州別家）

項目	寛政6	文化2	同12	文政8	天保6	弘化4	安政2	元治2
増								
新立別家	2	4	4	5	6	7	6	4
相続の完了	1	3	6	0	7	2	11	4
処分の解除	0	1	1	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	1	0	2	0	0
加								
不明	0	0	2	1	0	0	0	3
増加分小計	+3	+8	+13	+7	+13	+12	+17	+12
減								
死亡	3	4	4	3	2	8	4	1
処分	1	1	0	0	1	4	1	0
不明	3	0	0	3	0	1	5	9
他家相続	0	0	0	0	0	2	1	1
少								
退転	0	0	2	0	0	0	0	0
他への移動	—	—	—	—	—	1	—	—
減少分小計	-7	-5	-6	-6	-3	-16	-11	-11
±合計	-4	+3	+7	+1	+10	-4	+6	+1
別家数	16家	19家	26家	27家	37家	33家	39家	40家
後家別家数の数	〔4〕	〔7〕	〔2〕	〔5〕	〔2〕	〔8〕	〔5〕	〔2〕

註①：表中の別家数は、杉浦家の仏事や婚礼記録に記された別家を約10年毎に集計したものであるため、前の行事以降に別家となった者が、次の行事までに死亡・処分等となった場合は表中に現われない。

註②：安政3年～元治2年（＝慶応元年）は「日記」の欠落箇所に当り（本文註22参照）、「不明」の数が多くなっている。

註③：減少のうち、「退転」は廃業や経済的困難のため、一時的あるいは検討期間内において状況の確認ができない者。また、「他への移動」は、出入衆へ移動したものである。

律違反などによる処分・不明等となっている。特に幕末期（安政二年と元治二年）に「不明」の数が増えているのは、この間の「日記」が欠落しており裏付けがとれないことにも因るが、これらも恐らく別家当主の死去、あるいは家業の存続が不可能となったものと推測される。

第二に、別家の世代交代は、新立別家と既存別家では異なるパターンがみられた。

まず、新立別家の場合、杉浦大黒屋奉公人の奉公開始年令は一一、二才頃で、支配役退役年令は江戸後期の場合四〇才頃、幕末期には三〇才前半に早まる⁽²³⁾。この二〇数年の奉公期間を経た後退役して別家となるのであるが、支配役の平均在職期間は江戸後期の場合三・四一年⁽²⁴⁾であるから、世代交代のサイクルは三〜四年に一人の割合で杉浦大黒屋各店から新立別家が順次輩出されたことになる。経営幹部の確保という点からも、新立別家の輩出は規則的、かつ安定的に行なわれている。

一方、既存別家の当主が死去した場合、寸断なく相続が行なわれているものはわずかで、大部分が当主の没後は妻が「後家別家」となり、数年後に相続が完了している事例が多い。相続完了後は後家が新当主の家族の一員として吸収され、表中の「後家別家」の数から姿を消す。

【表4】で、「相続の完了」と「後家別家」の数の増減が対称をなしているのがこれである。

では、別家の質的变化にはどのように対応したのであるろうか。

2、別家機能の質的变化

別家は、商家としての杉浦大黒屋の維持・発展、そして杉浦家の存続と繁栄のために寄与・貢献したが、江戸後期にはとりわけ杉浦大黒屋の経営・管理、すなわち勤番（経営幹部）としての管理統轄能力や別家組織内における指導力・統率力に高い期待が寄せられた。この一因としては、当該時期に杉浦大黒屋当主の病弱・若年での病没（五代利行は寛政四年三八才没、六代利義は文政二年二九才没、七代利為は天保一二年四〇才没）が続き、当主不在の時期もあり、そのため別家への依存度が従来にも増して高まった点が挙げられる。

別家の役割を遂行する能力を別家機能と言い換えると、別家としての熟練度を除けば最も質の高い別家機能をもつたのが支配役退役直後の新立別家である。既述のように、気鋭の新立別家はほぼ安定的に輩出されている。

これに対して、あらゆる面で経験を積んだ老練な別家

老分は、別家組織内部で重鎮として要職を果しつつも、病気や高齢化など健康面での不安材料も多い。これら老分の別家機能は、別家当主が死去した場合は「後家別家」、あるいは「代替り」による当主の若年化によってその機能は急激に低下する。それ以外にも、家業の失敗等による退転（家が衰えて廃れたもの）、他家相続等による廃家、相続人がおらず家系が絶えた絶家、不測の事態、さらに家法違反や絶縁²⁶による本別家関係からの一時的離脱もあり、商家の根幹を支える別家機能を質の高い状態で、しかも安定的に維持することは商家側にとって極めて重要な課題であった。そのために商家のとった対処方法を、別家の相続を通して考察する。

3、別家の相続について

はじめに別家の存続状況から見ておこう。【表5】は、別家九一家を新立別家の初代（検討期間内に新しく創られた別家）と、重代別家（検討期間内に二代以上存続しているもの）に分け、重代別家についてはその存続状況を示したものである。

新立別家の初代三八家のうち、一〇家は一代限りと見られるものである（内訳²⁶・他の別家を相続八家、死去一

表5 別家91家の存続状況（単位：家）

項目	家数	%
新立別家（初代に該当）	38	41.76
重代別家	53	58.24
内訳：2代存続していたもの	(18)	(19.78)
3代存続していたもの	(14)	(15.38)
4代存続していたもの	(9)	(9.90)
5代存続していたもの	(4)	(4.39)
その他	(8)	(8.79)
合計	91	100.0

註①：掲出したものは、天明2年以降の「日記」の記述から確認できたものに限った。

註②：「その他」は、検討期間内に絶家したとみられるもの、および動向不明のもの等である。

家、「勘当」処分一家）。重代別家の中にも検討期間内に絶家、あるいは動向不明のものが八家あり、それらは天明二年以前に別家となった家業経営者と見られる。そのうち理由の明らかな四家は、病

気や高齢のため廃業し、名蹟相続人のないもの（二家）、違反行為や不正による処分（二家）となっている。残り四家については、営業状態や家内の様子を窺える記述がないため不明である。

このように非存続の別家はみられるものの、確認できた範囲内で、理不尽に本別家関係が解消された事例は見られなかった。逆に、病気や家業の不振、借財等による経済状態の悪化等、存立が危ぶまれる別家の散見できる中、むしろ別家の存続率は高いといえる。では、別家の存続・非存続をわけた要因とは何であったのか。また、

別家機能を質の高い状態で維持・存続させるために、どのような対処策が講じられたのであろうか。

《相続人》

まず、第一が相続人の選定である。重代別家の内、二代まで存続しているものは一八家、三代までが一四家、四代までが九家、五代までが四家確認できた。それらの相続人は、二代存続のもの（一八家×一世代分）一八人、三代存続のもの（一四家×二世代分）二八人、四代存続のもの（九家×三世代分）二七人、五代存続のもの（四家×四世代分）一六人で、これらを合計すると延べ相続人の数は八九人となる。この八九人を、前代との関係から実子・実子以外の者・不明に三分類したものが【表6】である。

実子・実子以外・不明の各相続人数を、延べ人数に対する割合で示すと、実子四六・一%、実子以外四二・七%、不明一一・二%となる【表7】。既に述べたように、杉浦大黒屋における江戸後期の別家年令は四〇才頃であったから必然的に別家の結婚年令は高く、実子のないもの（含、夭逝）、父親の死亡時に実子が幼少である場合も少なくない。その上、実子があっても他家へ養子に出し

た事例や、相続人として不適格とした事例も見られ、実子の有無は相続が順調に行なわれる決め手とはなっていない。

実子以外の相続人について調べてみると、【表7】から判るように、血縁による相続が少なく、婿養子も確認できたのは二例のみであった。これに対して、杉浦大黒屋の奉公人（含、在職中・退職者の両方）による相続は、「入夫」の事例を含めると五例みられ、別家による他家の相続も九例確認できた。ここからも相続人の選定基準が別家個人の血筋ではなく、別家として相応しい人物であるかどうかという点におかれていたことが窺える。

本稿では日記を基礎史料として使用しており、また実子とみなした根拠や相続時期の見方も他の商家の報告とは異なるため、単純な比較は避けた方が穏当と思われるが、安岡重明氏は三井の大阪別家に関する研究⁽³⁰⁾で、実子による相続が少なく、非血縁による相続が多い点を指摘しておられ、この二点は杉浦大黒屋の検証結果にも当てはまる。

《別家の家産》

別家機能の質的な高さは、別家としての経験年数や実

京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）

表6 重代別家の相続状況（単位：人）

相続人と 前代の関係→	2代目相続人と 前代の関係			3代目相続人と 前代の関係			4代目相続人と 前代の関係			5代目相続人と 前代の関係		
	実 子	実子 以外	不 明	実 子	実子 以外	不 明	実 子	実子 以外	不 明	実 子	実子 以外	不 明
2代存続の家	10	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3代存続の家	5	7	2	3	8	3	—	—	—	—	—	—
4代存続の家	6	3	0	3	6	0	8	1	0	—	—	—
5代存続の家	2	2	0	2	1	1	1	3	0	1	2	1
小 計	23	17	5	8	15	4	9	4	0	1	2	1

註：「不明」は、相続人との関係及び、どのような形で相続したか不明のものである。

表7 重代別家の相続人の分類（単位：人）

前代との関係／区分		2代目 相続人	3代目 相続人	4代目 相続人	5代目 相続人	合 計	割 合 (%)
実 子		23	8	9	1	41	46.1
実子 以外 の 者	弟	1	0	0	0	1	
	甥	4	0	0	0	4	
	孫	1	0	1	0	2	
	婿養子	0	0	1	0	1	
	叔父（妻の実弟）	1	0	0	0	1	
	入夫	2	0	0	0	2	
	杉浦大黒屋の別家	2	5	1	1	9	
	杉浦大黒屋の奉公人	0	3	0	0	3	
	別家の手代	1	0	0	0	1	
	養子（関係は不明）	5	7	1	1	14	
実子以外の者の小計		17	15	4	2	38	42.7
不 明		5	4	0	1	10	11.2
合 計		45	27	13	4	89	100%

註：「入夫」した2人の内訳は、杉浦大黒屋の元奉公人1人、奉公中1人である。

この数は、2段下の「杉浦大黒屋の奉公人」には含めていない。

務処理能力等に加えて、商家内部や別家組織の内部における発言力や指導力によっても判断される。しかし、別家の力量を問う前に求められたのが、家業経営者にとっては正直正路の商いによる順調な経営、家業を持たない別家にあっても経済的な安定であった。経済的困窮、あるいは経済的不安を抱えた状況では、組織を動かす説得力も指導力も望めないからである。しかしながら、現実問題として家業不振や病氣、火災や天災等により経済状況の悪化した別家は少なくなかったばかりか、別家の相続人の選定方法は、家産の維持・形成の面で商家側に不安を抱かせる要因を含んでいた。

まず、相続人が実子以外や血縁関係のない者である場合、財産は被相続人とは無縁の他人によって相続されるのであるから、人情として別家の勤労意欲や家産増加への意気込みは低下し、借財や危険な取引に対する警戒心も緩みがちとなる。その上、商家側にとっても、別家による不正や不祥事は大黒屋の暖簾を傷付けたし、借財は店側が肩代りして弁済する場合が多かったため大黒屋の資産を損なう原因となった。従って、別家に日頃の行動を自重させ、奉公や家業に精励して家産の維持・増加に努めるよう導く必要性が出てくる。そこで、別家の財産

はすべて「本家からの預かりもの」であるという意識をもたせ、家産を次代へ引き継ぐことの意義が説かれることになる。³¹⁾それは別家の内面意識の問題に留まらず、「遺書」³²⁾という形で明確化された。

「遺書」では、本家からの「預かりもの」である家産の本家への返納が約されているが、同時に別家の没後、商家側の意に叶う人物であれば遺族による相続が願われており（史料1、傍線部①）、本別家間に交わされた一種の契約としての側面を有している。このような遺言状の作成は、「当時家督相続は原則として遺言状相続であった」³³⁾ことに加え、京都を中心とした地域では、跡式争論を回避するために「死後譲」という遺産相続の一形態が慣行として存在しており、³⁴⁾それらの点でも「遺書」は特殊なものではなかったし、残しておく意味もあった。そうなると、別家の中には二種類の遺言状を持つ者がいたことになるが、「死後譲」の内容は変更が可能であり、³⁵⁾「遺書」の文面からも実際の相続では杉浦大黒屋に提出された「遺書」に実効があったと見られる（史料1「傍線部②」）。

商家側にとって「遺書」の存在は、別家の家産が無用に分散される危険を回避でき、さらに不都合な人物によ

<p>【史料1】 遺書之事</p> <p>一 私死後ハ所持之物不残御本家え御引取可被下候、右之意味は私身上之根元皆自本家被下候事故、私生涯自本家受預居候心に罷有候</p> <p>一 私所持家屋敷之事 但し親妻子え私死後之讓状出置候得共、私死後之依時宜名前御改可被下候</p> <p>一 私所持田畑之事 一 私所持家財金銀等之事 右不残御本家え御引取可被下候</p> <p>妻子共私死蹟相統可仕人柄にも御座候ハハ可然様御申渡可被下候、不行跡ニ御座候ハハ嚴敷御異見被下候而、相慎候様ニ被成可被下候。若我假又ハ私之勝手を申、本家之御差図を不相用候ハハ此遺書を以、妻義ハ離縁被成、忤とも義は御勘当被成可被下候。最初ニ書付候意味故何分名跡相統仕候義、本意に御座候、右之段家内は不申及親類縁者えも能々申置候間違乱申者一人も有之間敷候。死期難量故遺書付差出置候処如件</p> <p>享和三年亥九月</p> <p>大黒屋 三郎兵衛様 当支配人衆中</p> <p>大黒屋 兵助 (印)</p> <p>註…史料を読み易くするため句読点を適宜加え、助詞(者↓は、江↓え、越↓を、尔↓に)は平仮名に改めた。(出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)</p>	<p>【史料1】 遺書之事</p> <p>一 私死後ハ所持之物不残御本家え御引取可被下候、右之意味は私身上之根元皆自本家被下候事故、私生涯自本家受預居候心に罷有候</p> <p>一 私所持家屋敷之事 但し親妻子え私死後之讓状出置候得共、私死後之依時宜名前御改可被下候</p> <p>一 私所持田畑之事 一 私所持家財金銀等之事 右不残御本家え御引取可被下候</p> <p>妻子共私死蹟相統可仕人柄にも御座候ハハ可然様御申渡可被下候、不行跡ニ御座候ハハ嚴敷御異見被下候而、相慎候様ニ被成可被下候。若我假又ハ私之勝手を申、本家之御差図を不相用候ハハ此遺書を以、妻義ハ離縁被成、忤とも義は御勘当被成可被下候。最初ニ書付候意味故何分名跡相統仕候義、本意に御座候、右之段家内は不申及親類縁者えも能々申置候間違乱申者一人も有之間敷候。死期難量故遺書付差出置候処如件</p> <p>享和三年亥九月</p> <p>大黒屋 三郎兵衛様 当支配人衆中</p> <p>大黒屋 兵助 (印)</p> <p>註…史料を読み易くするため句読点を適宜加え、助詞(者↓は、江↓え、越↓を、尔↓に)は平仮名に改めた。(出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)</p>
--	--

る相続を防ぐこともできた。何にもまして、別家の家産も家族の行く末も商家側の掌中にあることを示すことで、別家やその家族に、課せられた役割を忠実に遂行させる動機付けとなった。その上「遺書」は、別家やその家族の不行状に対する処分の裁量権を商家側に与える内容にもなっていたため（「史料1」傍線部③）、大黒屋の信用や経営の支障となる者の排除を容易にした。こうして、商家側にとって望ましい形で別家の家産の管理が進められていったのである。

4、別家の相続の実態

では、実際の相続はどのように行なわれたのか、特に相続の時期に着目して検討する。

本稿でいう相続の時期とは、被相続人の引退や死亡後、相続人が選定されて実際に相続が行なわれるまでの期間を指している。杉浦大黒屋の別家の場合、相続の早いものは忌明け後（没後二ヶ月程あと）、遅いものは一年以上かかっており、一時相続が中断したものを加えると三〇年程経過しているものまで見られる。

相続の早い遅いの基準は、江戸時代の遺言状の開封が二七日、四十九日、百ヶ日等の忌日を過ぎてからが普通

であった⁽³⁶⁾とされることから、本稿では一応の目安として、没後半年以内に相続が行なわれているものを相続の早いもの、それ以上の年月を経て相続が完了しているものを相続が遅いものと見なした。では、具体的な事例をあげながらみていこう。

【A、相続の早いもの】

相続が早いものは、相続人の確保・家産の相続が順調であったことを意味する。時期としては、忌明けが終了した時点（没後約二ヶ月後程度）で相続が行なわれており、それらには家業経営者が多い点から、営業を継続するたため相続を早期に完了する必要があったと見られる。この傾向は病身の家業経営者の生前相続にも共通する。同様の理由から、家業を営む家は相続人の選定開始時期自体が他の別家よりも早く、七、八才の子供を養子に迎えて本家で修業させる、あるいは自家の手代を養子に迎える等の準備がなされている。なかには、一度養子とした者を離縁して別の養子を迎えるという「選抜」まがいの行為さえ見られるが、離縁した後適当な養子を見つけることができず廃業に追い込まれた事例もあり、家業経営者にとって相続人の確保は簡単ではなかったようである。

特殊な事例としては、「一生無妻妾」という独身を通して別家が存在し、この場合も、没後二ヶ月経った時点で他の別家によって相続されている。

【B、相続の遅いもの】

相続人が被相続人から継承するものには、家名・屋号・暖簾・家産（家屋敷・家財・金銭）等と、負債・遺族（子供・老親など）の扶養等がある。前者を「正」の財、後者を「負」の財とすると、相続を遅らせる要因の一つが、この「負」の財の存在であった。ここでは別家の年令に着目し、若い方から考察していく。

《事例1》勤番在職中五〇才で死亡した四郎兵衛の場合、遺族は妻（夫の没時三二才）と娘が二人（長女は既に死亡）で、三女（当時二才）は四郎兵衛の没後百姓の家へ養子に遣られ、次女は当時五才であったが二年後に死亡している。

名蹟相続は、まず、当時江州で小間物商渡世をしていた大黒屋江戸店の退職者を四郎兵衛の実兄が弟分として（養子カ）、その後入夫させた。入夫時の夫の年令三七才、妻（四郎兵衛の後家）三四才、相続完了までには約二年

かかっている。

《事例2》勤番在職中五二才で死亡した助六の場合、遺族は妻と当時三才の長男が一人（娘二人は既に死亡）。妻の年令は不明だが、助六の年令から三〇代前半と推察する。この場合も、約一年後、大黒屋江戸店の奉公人が入夫して名蹟が相続された。

この二例に共通するのは、新立別家の初代が勤番在職中に死亡している点で、後家の年令も比較的若く、子供も幼い。入夫という形がとられたのも、遺族の扶養を第一に考えたためであろう。次に、家業を営む別家の事例を見てみよう。

《事例3》市兵衛の父市兵衛（法名、自徹）の死亡年令は不明だが、支配役を退役後、家業経営を始めていた点からみて五〇代後半と推察される。遺族は妻と男子（市兵衛。幼名は不明）が一人。妻は夫市兵衛（法名、自徹）の没後再嫁しており、家業は廃業したものと見られる。史料によると、息子の市兵衛は亡父の遺言に従って八二才までは大黒屋江戸店に引取られ養育、一二才から京店で奉公を開始し、二八年間無事に勤め上げて、文化

五年（一八〇八）七月京店支配役を退役、別家となっている。この場合、父市兵衛（自徹）の名蹟を相続（再興カ）したのは実子市兵衛であるが、別家となるまでの奉公期間約三〇年がそのまま相続の中断期間となった。また、亡父は明和七年（一七七〇）に営業資金として杉浦大黒屋より二〇〇両の借金をし二〇年賦で返済する約束をしているが、死亡時には負債として残っていたことも考えられる。この事例では、家業と負債の問題、後家の再嫁、遺児の行く末等が考慮されて、事例1・2とは異なる対応がとられたと見られる。

《事例4》別家であった父親の没時にはすでに成人していたと見られる宇右衛門は、大黒屋京店で奉公し、のちに「首尾能暇」となり別家の列に加えられた。母親である「後家」も入夫や再嫁するほど若くはないが十分働けるので、息子の宇右衛門が別家するまでは他の商家で奉公している。この場合も、父親の没後、息子が名蹟相続するまでには一〇年以上が経過している。

以上の事例から、相続は遺族の年令、家内や経済の状況等を考慮し、個々の実情に即した対応がとられたことがわかる。

次に、名蹟断絶や相続中断の事例が多い高齢の別家の

場合を検討する。

【C、高齢の別家の場合】

《名蹟断絶》

別家が高齢で死亡している場合、名蹟相続人もなく断絶している家が多い。別家が「名蹟断絶」とされる時期は、杉浦大黒屋の別家の事例では、実子も相続人もいない夫婦の場合、別家である夫の没時ではなく、後家が死亡した時点である。

《事例5》江戸別家庄右衛門は家業を営んでいたが、廃業して天明八年（一七八八）に死去。夫の没後、後家の以さ（法名、貞林）は店からの扶持で生活。養子候補の江戸店奉公人も病身という理由で不縁となり、名蹟相続人の見つからないまま、貞林は文化三年（一八〇六）八六才で亡くなった。

《名蹟断絶、のち再興》

《事例6》父の忠兵衛（初代カ）は明和七年（一七七〇）に没し、忰忠兵衛は母親そのを扶養するため大黒屋の奉公を辞して家業を始める。しかし、勘定書の偽造や多額の借財に因り本家から処分を受け、安永四年（一七七五）

と同八年（一七七九）には、自らの行状を詫びる証文³⁹⁾を提出しているが、その後の消息は不明である。後家そのには店から一人扶持が与えられ、文化三年（一八〇六）八一才で没した際には、「忠兵衛名蹟相続之人断絶」と記されている。

忠兵衛の名蹟が再興された明確な時期は未詳であるが、名蹟相続人の妻が文政一年（一八二八）に本家の店主に見目得しており、その頃と仮定すると、後家そのの没後約二〇年、前代忠兵衛の没後からは五〇年以上経過している。

《本家別家関係の解消》

《事例7》元祖安兵衛（法名了性）は、京・江戸両方の支配役を勤め、「生涯実義之人」と評された人物であった。しかし忰が没した後、家運は衰え「身上難相立家内不殘離散⁴⁰⁾」という状態に陥るが、元祖安兵衛の功勞に因るものか甥を二代目に迎えて名蹟相続がなされた。三代目も養子であったが、こちらの方は多額の他借のために自らの死去前には店へ立入差留の処分を受け、三代目の後家お雪も、夫の死後密通し家財を持出す「不埒」から「三代目安兵衛家、并、おゆき身分は店へ無縁」とされる。

よって、「了榮（二代目安兵衛の法名…天明八年（一七八八）七二才没）後家いよ限に後々相続之人も心当無之残念也」とされ、安兵衛の名蹟は途絶えた。「律儀成る人」であった二代目の後家いよには、文化九年（一八一二）七六才で没するまで「一人扶持」が与えられたうえ、元祖安兵衛が「格別勤功」があったことにより他にも手当が付けられている。

高齢の別家に関しては、負の財として相続人が直面した老親扶養の問題に焦点を当てて考察してみたい。

江戸時代の社会システムにおいて老人扶養の基本は家であり、家業や家産の相続はその家の家族の扶養をも意味した。これは別家の相続においても、被相続人である老親の扶養は同居・別居に関わらず回避できない問題であったとみられる。事例5・6・7の場合、別家当主の死亡年令は不明であるが、後家の死亡年令からみて六〇才前後と推測される。その時点ですでに病氣や高齢者としての生活が懸念されるが、それに加えてこの三例の後家は、夫の没後二〇年近く生存している。

血縁関係に拠らない別家の相続が増える中で、血縁も姻戚関係もない相続人が、年老いた後家の存在を相続の

支障と見なし忌避しても止むを得ない面がある。却って、名蹟存続を重視するあまり無理な相続を行えば、相続人の負担は重く、別家としての役割の遂行さえ困難な状態に陥る危険性も出てくる。そのような状況での商家側の対処方法としては、後家の死去Ⅱ一代の終了を一つの区切りとして、相続の環境を整えた後、再興させるという選択がなされたことも十分考えられる。儒教道徳が庶民層にも浸透していた当時^④、血縁関係に拠らない相続は、こうした折合いをつけながら相続時期の「調整」が行なわれたのではなからうか。このように考えると、別家の非存続（名蹟断絶）の判断は、別家組織全体の健全な運営、別家機能の質の維持という目的に合致する。

さて、相続人のいない高齢の別家夫婦や年老いた後家の家計を支えたのは、本店に預け置かれた「店預り金」とか「積金」という名のお金^⑤で、それらが利息や扶持という形で給付された。この他にも助力や合力という名目で一時的な経済的援助が行なわれたが、高齢の別家にとって老後の不安は、経済面だけに留まらず日常の生活にも及ぶ。

事例6の後家は、京店近くの裏借家に住む親類の男に、店側から同居が申し付けられ（死因は病死）、また事例7

の後家も、親類方へ「同居之世話申渡す」とあり、こちらも「長々中性」(Ⅱ中風)を患った後死亡している。後家に対する親類縁者の懇切な処遇も、大黒屋という強力な後ろ盾や金銭面での後援がなければ果されたかどうか疑問である。別家の病氣・高齢・单身(独身)など困難な状況を保証した別家制度は、まさに「老後を保証される資格」としての一面をもった。

【小括】

別家機能をできるだけ質の高い状態で安定的に維持するため、相続人の選定においては個人の能力や資質を重視し、家産の管理については合理的に効率の良い方法が工夫された。

また、江戸後期には、別家に杉浦大黒屋の経営を委任する度合が高まり、そのため各別家の相続においても、実質的な別家機能の有無や、さらに別家組織全体の質的維持や円滑な運営も念頭におきながら、相続の時期や存続・非存続の判断がなされたと見られる。

おわりに

杉浦大黒屋の別家制度について、今回の検証でわかっ

た点を以下にまとめる。

1、杉浦大黒屋では、初代道照の頃から別家がおかれ、二代道有の頃、すなわち一七〇〇年代初め頃に輩出が進んだと見られる。初期の別家には大黒屋又兵衛のように商人として名をなした者もみられるが、江戸後期(天明〜慶応期)に別家となった者にその種の別家は見られない(*零細業者や経営に失敗して廃業するものが見られるが、詳細は別稿で検証する)。

2、江戸後期に別家となった者は、そのほとんどが杉浦大黒屋各店の支配役退役者で、別家後は勤番として各店舗に配属された。これは江戸後期の別家輩出の主目的が経営幹部の確保におかれた事を示すものがある。

3、別家に対する経営委任の度合が高まるにつれ、別家機能の量的安定と質的維持が課題とされた。このうち量的な部分は、定期的な支配役退役者と既存別家の相続によって確保され、質的な部分は、能力や資質を重視した相続人の選定・商家側による別家家産の管理(本家への家産の返納)により、合理的かつ効率よく行なわれた。また、別家の相続に関しては、

個々の別家の実情を考慮するのみならず、別家組織全体の質的維持と発展が企図されており、杉浦大黒屋の別家制度が組織的にもかなり整ったものであったことが窺えた。

（続く）

- （1）藤田彰典「京都商人大黒屋杉浦家の出自と系譜」『京都文化短期大学紀要』第9号、一九八八年。七五頁。また、杉浦大黒屋八代杉浦三郎兵衛（利用）は、「日記」の中で、商売を始めた時期を明暦頃（一六五五〜五七）と記している。
- （2）『杉浦家歴代日記』の江戸期の記述部分は、天明二年四月〜慶応三年一月までであるが、この期間の日記が全て完全に残っているわけではなく、欠落部分もかなりある。
- （3）東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」。京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」。同志社大学経済学部所蔵「杉浦三郎兵衛著「日記」」。同志社大学経済学部所蔵「京都商家文書」。
- （4）杉浦姓は、清兵衛が杉浦美喜と結婚後改姓したもので、大黒屋の当主が杉浦三郎兵衛を名乗るのは二代目の杉浦三郎兵衛利次（法名道有）からである。
- （5）「日記」の文化三年八月一日の条には、「当家のはしめ道照様より今まで凡六代なり。其始より当時までに別家したる人々何人も有へし。当時目前惣別家の中に代々相続して子孫かはらぬハ霜降又兵衛、其余ハ名蹟見事にハなきなり（下略）」とある。文化三年は六代利義の代に当るが、これを記したのは四代利喬（法名、宗仲）である。
- （6）樋口知子「関東呉服商人名前―杉浦氏「東武店万用集」を中心に―」『三井文庫論叢』第三三号。一九九九年一月。二八〇頁。
- （7）「私家元祖道和（初代坂江吉右衛門を指す。註、植田）ハ其御家道有様之甥にて、前御店手代ニ被召遣、成長之上、分家被仰付身上御取立被下候事故、（後略）」（「一札之事」包紙の「表」 坂江吉右衛門身持放埒故異見申示以後慎之一札 吉右衛門 并 別家 并 支配人連印親類衆奥書在之 （裏）文化五年戊辰四月廿五日 宗仲書改之。出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」）とあるように、坂江吉右衛門は、杉浦大黒屋へ奉公のち「分家」に取立てられた。別家ではなく分家とされたのは、吉右衛門が杉浦家二代当主道有の甥であったことに因ると見られる。坂江吉右衛門が江戸に店を開いた時期は、「宝永期（一七〇四〜一一年）以降」（高島町役場発行『高島町史』一九八三年。五五一頁）とされる。
- （8）杉浦大黒屋では、丁稚・手代など店で業務に携わった奉公人を「店表」、これに対して商品の荷作りや運搬・台所仕事（※台所担当の者を「下男」と呼んでいる場合もある）に携わる裏男と、杉浦家家内で働く下女や乳母ら（これらを総称して「裏女」と呼んでいる場合もある）を「裏店」とか「裏」など、戦域によって奉公人を分けて呼んでいた。
- （9）この種の別家は他の商家にも見られたが、「下男の別家も、ごくまれにはあっても〈台所別家〉とか〈裏別家〉とかいって差別される」（中野草「商家同族団の研究」一九六四年、未来社。七〇頁）とあるように地位は低かったようである。
- （10）支配役退役時の「退役登」の祝儀については、拙稿「幕末期の杉

浦大黒屋―江戸後期との比較検討―』『同志社商学』第五六巻第
五・六号、二〇〇五年三月。七五三―七五五頁参照。

(11) 江戸裏店伊助の事例を挙げると、伊助は杉浦大黒屋江戸店で一四
年間奉公した後、慶応元年に「盆際退役」が申付けられた(慶応
元年八月一〇日の条)。「退役登」に相当する上京の旅は、八月一
七日に江戸を立、木曾路から善光寺を参詣して岐阜廻りで九月
五日の夕刻京店に到着。土産として養老酒一瓶と走井餅一包がも
たらされた。そして、九月六日には退役祝いとして鱧一尾が店主
に、鯖一尾が店へ、また女中に金百疋が贈られている。しかしこ
れは、「右者先例と相違有之候へ共、江戸立立火急二相成、難行
届、依而如此」とあり、先例通りの祝儀ではなかったようである。
また、九月七日からは大坂見物にも出掛けている。慶応二年四月
一日の条には、「江戸裏店別家越前伊助、上京」とあり裏別家
となったことが判る。

(12) 居住地に関する取決めは、「家内之定」の附録の部分に記されてい
る。このうち、京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」(整理番号
439)の当該部分には、「江戸支配人別宅持候義は京又ハ在所
右両所の中勝手たるへき事(下略)」とあり、別史料(岡光夫
『京都商人杉浦家の家則』(同志社大学経済学部『経済学論集』
第一六巻第二号、一九六七年。八二頁)の当該部分では、はじめ
の部分が「京店支配人別宅持候義は(以下同じ)」となっている。
これは当該文書の差出し先(江戸店と京店)の違いに因るものと
思われる。また、「江戸表に於て仲間用相勤る者事多に付て別家
勤番の人、江戸住に致為勤へきかと被相尋候故、條目に江戸勤之
別家、江戸住を停止し京在所にて住居渡世可致条、自前々定之事
(下略)」「日記」文化二年六月三日の条」とあることから、一時
許可されていた別家の江戸居住が禁止され、江戸別家の減少に伴

って、京・江州以外の地域に居住する別家が一括されて遠国別家
と呼ぶようになったと見られる。

(13) 拙稿(前掲、註10)七四〇頁の第5表を参照されたい。

(14) 五例は、武右衛門(理由…弟(神職カ))が家名を継承、儀七
(理由…京店支配役在職中に死亡)、宗兵衛(理由…京店支配加役
を退職し、杉浦家当主の弟分として杉浦家の親戚飯田家に養子入
家。その後離縁)、平兵衛(理由…他家の名跡相続カ)、吉次郎
(理由…特別の勤功。*石田家の関係者、補注参照)。なお、この
五名以外に、弘化四年の史料(京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文
書」整理番号18)には、「順別家」として重右衛門(現時点で人
物を特定できず)と又七(大黒屋又兵衛の弟カ)の名が記されて
いるが、両名とも「順別家」とされた理由は未詳であるため、検
討対象にも含めていない。

*補注…石田家とは石田梅岩の実家を指す。杉浦家は四代三郎兵衛利喬
(法名宗仲)が富岡以直を師として石門心学を学び、杉浦大黒屋
の家則には石門心学が教えとして盛り込まれている。宗仲以降、
杉浦家の当主は心学を熱心に学び、同時に石田家とも長年親交を
結んでいる。石田吉次郎の別家待遇も、そうした杉浦家との関わ
りの中で生じたものと見られる。

(15) 別家数は、一家名を一家と数え、同一家名で二代三代と続く家も
一家と数えた。また九一家以外に、杉浦家の別家であるかどうか
の判断の付かないものが少なくとも八家存在したが、これらにつ
いては本稿での分析には加えていない

(16) 「道照様百年忌寛政九年正当及十年候、御在世家業御とり立後八百
五十年も過ぎゆく。其年の過る内に今現に残る家ハ本店と又兵衛
と二軒、其余ハ大方に家断絶するをミテ、人々子孫のなりゆく末
ハたしか也とおもふか、又ハあやふしとおもふか、是を明に知る

を賢き人とハ申へし。うかうかとしてはいられぬと存る也」（文化三年八月一日の条）

(17) 該当者の宇右衛門が「首尾能暇」となった時点で職掌は京店の仕入役である。彼は父親である大黒屋宇右衛門（故人）の相続人でもあるが、「日記」の前付には、「未霜月 宇右衛門再別家之事」（寛政十一年 第一一冊）と記されている。この「再別家」がどのような事情によるものであるかは不明。

(18) 「准別家」は、設立経緯のほは明らかでない五家と、経緯未詳の二家の計七家を確認している。それぞれについては註14を参照されたい。

(19) このうちの二家（半右衛門の父祐鉄／安兵衛家の「元祖」了性）は、支配役退役者であるが、支配役としての在職時期が明らかではなく、「日記」による確認もとれないため「経緯未詳」に含まれた。

(20) ここでいう「養子」は、退役後の身の振り方として杉浦大黒屋以外の商家へ養子入家した者を指す。杉浦大黒屋の新立別家には、後日大黒屋の既存別家の家督を相続している者がいるが、そうした事例はここには含めていない。

(21) 遠国別家については、別家後の居住地の指示（註12参照）によるものか、天明期以降はその数が減少する傾向にあり、「表3」で利用した史料からは確認できないものがあった。そのため別史料により確認できたものを【表3の補足資料】として示した。なお、幕末の弘化期に江戸別家となった四名の内、二名は武州出身者。また、同じ四名の内三名は、大黒屋以外の屋号を持つ（内、一名は養子入家によるもの）。

(22) 天保十三年（一八四二）〈嘉永元年（一八四八）、安政三年（一八五六）、安政五年（一八五八）〉文久三年（一八六三）の「日記」

は欠落している。

(23) 前掲、註10。

(24) 拙稿「京都商人杉浦大黒屋京店の店員組織・職制・昇進」『社会学』（同志社大学人文科学研究所）第七二号、二〇〇四年二月。一〇頁。

(25) 「絶縁」とは、家法違反や本家に対する非礼等があった際、本家・大黒屋各店はもちろん、杉浦家の親戚・別家衆・出入衆などとの一切の交際が絶たれたもので、「用捨」までには数年かかった。

(26) 他の別家の名蹟を相続して廃家した者の中には、後日、自家の名蹟を再興している事例（十郎兵衛）も見られる。逆に、他別家の名蹟を相続後、別家名を相続人の名に「名前替え」した事例（市郎兵衛）も見られた。

(27) その主な理由は、「乱心」「不行跡」「病身」「生得無器量」などが挙げられる。

(28) 相続人には、性格の善し悪し、商人としての資質や適性（正直・誠実・質素儉約・辛抱強く几帳面・規律の遵守・信用重視など）、そして健康が重視された。

(29) 「日記」の中で、息子・嫡子・長男・次男等と記されていた者を「実子」としたが、その中には幼少時に養子とした者を倅・息子などと呼んでいる場合もあり、養子と確認できた者は「実子以外」に分類した。しかし、完全に把握できたわけではない。また、相続時期に関しては、相続が一時中断していても再興され、それが実子による相続の場合は数年〜数十年を経ている「実子」による相続と分類した。

(30) 安岡重明「近世商家の経営理念・制度・雇用」晃洋書房、一九九八年。「第七章 三井諸別家の相続形態」参照。

(31) 一家の家督財宝は祖先からの預り物であり、当主はこれを子孫へ

- 伝える任務を負った一代の管財人であるとする思想は、当時の社会に広く受け入れられていた(中田薫『徳川時代ノ文学ニ見エタル私法』明治堂書店、一九二五年。二三〇頁)。杉浦大黒屋の当主も、「当家の家財ハ惣て御先代より次第次第に受預りたる物なるか故に遺物として私の義に可致道理はなし、一生当家に親しき人々とおなしころにて唯当家を相続すへきため乃役人なれば是を守るはかり也」(利喬遺物覚書)寛政8年。出所…京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号383)と、同様の主旨の文書を遺しており、この考えは別家の間にも共有されていたとみられる。
- (32) 杉浦大黒屋では、別家に「遺書」の提出が義務づけられていた。各別家から提出された残存する「遺書」(東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)の内容は、「史料1」にあげたものとほぼ同じであり、別家が代替りした場合は書き改めた後、再度提出されたようである。なお、遺言状は当時、「遺書」書置、讓状、遺状、遺言状等の諸種の名称を以つて呼ばれた一の法律行為(小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』有斐閣、一九五七年。六七四頁)であった。
- (33) 前掲『近世民事訴訟制度の研究』六七四頁。
- (34) 中田薫『法制史論集』第一巻、一九七〇年(一九二六年初版)、岩波書店。六一二～六一七頁。
- (35) 小早川欣吾『死後讓考(三・完)』『法学論叢』第五〇巻第三号、一九四四年。二六七頁。
- (36) 藤井幸『徳川時代における庶民の遺言』『日本法学』(日本大学法学会)第二四巻第三号、一九五八年一〇月。五四～五五頁。
- (37) 「別家市兵衛不埒ニ付出入差止候義申渡之写」(包紙)〔表〕文化七年午八月 別家市兵衛不埒ニ付家名取上ケ永ク暇出し候申渡写
- 入(出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)
- (38) 「一札之事」(明和七年庚寅三月十九日 大黒屋市兵衛より杉浦三郎兵衛様宛)
- (39) (出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)
- 「一札」(表書) 店忠兵衛就再動申渡以後為慎、別家老分中へ差出候証文一紙 安永四年未秋改(出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (40) 「一札之事」(宝曆九戊卯歳十一月十六日 大黒屋か祢より杉浦三郎兵衛様宛)
- (41) (出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)
- 徳川時代において家督相続人が家族に対して負った扶養義務は、「倫理的任務」、または「法律上ノ義務ヨリモ更ニ強大ナル道德上ノ職分」(中田、前掲書『徳川時代ノ文学ニ見エタル私法』二二二～二二三頁)とされる。
- (42) 店預り金や積金についての詳しい調査はこれからであるが、別家や奉公人の経済的困窮時には、店に預けられた「利息積金」から助力・合力している事例が多い。例えば、家業経営者が廃業した場合その家財・道具類を処分して負債を弁済した後、残金を店へ預けてその利息を受取るというようなことも行なわれている。
- (43) 安岡、前掲書。一五七頁。